

当社の苦情処理措置及び紛争解決措置について

当社では金融商品取引業として、投資運用業、投資助言・代理業（以下二つの業務をあわせて「一任及び助言業」といいます）及び第二種金融商品取引業（以下「二種業」といい、一任及び助言業と二種業をあわせて「金融商品取引業務」といいます）を行っておりますが、金融商品取引業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置は以下の通りです。

当社の苦情処理措置について

（１）当社は「トラブル・クレーム規程」を定め、金融商品取引業務に関するお客様からの苦情等のお申出に対して、真摯にまた迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、次の当社連絡先の通りです。

<当社連絡先>

三井物産リアルティ・マネジメント株式会社 コンプライアンス・オフィサー宛

住所 〒102-0073 東京都千代田区九段北一丁目14番17号

電話 03-5210-8940（代表） Fax 03-5210-8945

（２）当社は上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決をはかることとしています。この団体は、一任及び助言業に関する金融商品取引業協会として当社が加入しております社団法人日本証券投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、また、二種業に関しては当社が苦情解決先として利用登録していることから、金融商品取引業務にかかるお客様からの苦情を受け付けております。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

電話 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（月～金 / 9：00～17：00 祝日等は除く）

当社の紛争解決措置について

当社は上記の特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、一任及び助言業に関する金融商品取引業協会として当社が加入しています社団法人日本証券投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、また、二種業に関しては当社が紛争解決先として利用登録していることから、金融商品取引業務に関して、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

三井物産リアルティ・マネジメント株式会社
代表取締役 長濱 俊文